

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 編集後記                                                                                                                                                                                                              |
| Sub Title        |                                                                                                                                                                                                                   |
| Author           | 平野, 裕之(Hirano, Hiroyuki)                                                                                                                                                                                          |
| Publisher        | 慶應義塾大学大学院法務研究科                                                                                                                                                                                                    |
| Publication year | 2014                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 慶應法学 (Keio law journal). No.30 (2014. 10)                                                                                                                                                                         |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            |                                                                                                                                                                                                                   |
| Genre            |                                                                                                                                                                                                                   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20141006-0502">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20141006-0502</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 編集後記

2014年7月5日（土）に、「慶應義塾大学大学院法務研究科創立10周年記念講演会・同窓会」が開催された。記念講演会の講演録は本誌32号に掲載予定である。創立10周年記念論文集ないし記念号の刊行も考えたが、2つの理由で断念した。1つは、本誌26号に創立10年目を記念して、既に勇み足的に「法科大学院の現在・過去・未来」という特集を組んでいること。もう1つは、選択定年制で本来の定年1年前に退職した安富先生の退職記念号が31号に予定されており（これは1年遅れ。安富先生申し訳ありません）、予算の点また記念号が2本となると共倒れになる危険があることである。こうして、慶應法学には創立10周年記念号はない。ロー制度が残っていたら（笑）、創立20周年記念号は是非とも刊行したい。

その創立20周年が迎えられるのか。法科大学院は恐ろしく批判が強いことは公知の事実。弁護士の社会的ステイタスを台無しにしたとまでいわれる。確かに2%の合格率の旧司法試験の時代に合格した弁護士は苦々しく思っているかもしれない。ところが、今でも狭き門の名声を得る方法がある。予備試験である。予備試験に合格した者は受験資格を得るためにローに行く必要はなく、実際、ローには来ない（涙）。へたをすれば、ロースクール生は予備試験合格者に対して負け組といった評価さえまかり通りかねない。

ロー人気の低迷は入学者数に如実に表れている。170名募集で50名入学というローもあり、入学者数が1桁のローが12校、入学者1名や2名といったローもある（離島の小学校か）。少人数教育も過ぎれば弊害がある。教師の教育力よりも、学生同士が協力し情報を提供し合い切磋琢磨することが、日頃の勉強また合格には重要な要素であり、その切磋琢磨するよきライバルが少ないというのは致命的である。

何故ここまでロー人気の凋落したのか。司法試験に合格しても弁護士過剰で就職がないこと、学費の高さなどがある。法曹志望者（司法試験受験生）の関心は受験勉強である。法曹になってから必要に応じて語学や専門分野の勉強はすればよいと考えている。予備試験では学費問題を回避できる上おまけにステイタスまで付いてくる。もう勝負はあったようなものである。「弁護士過剰」、「学費」という問題を解決しなければロー制度に未来はない。ではどうしたらよいか。無責任ながら私はロー制度の明るい未来の設計図を持ち合わせていない（成仏せよとはいわない）。

校正の段階で司法試験の合格発表に接した。分析は後日を期したい。

（編集委員を代表して 委員長 平野裕之）